

お知らせ

町より

行政

行政相談

行政サービスについてのご相談
お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 6月21日(金)10時～15時
◆場所 健康センター健康相談室
◆担当者 行政相談委員

松田幹男 ☎62・3024
田口英輔 ☎62・3263
問 総務課 行政係
☎52・7111

児童手当

『現況届』の提出は6月中に！

現在、児童手当を受給されている人は、毎年6月中旬に『児童手当現況届』を提出する必要があります。現況届は、6月1日におけるご家族や加入保険などを確認し、現況を確認するためのものです。

なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなり受給できなくなりますので、ご注意ください。

※現況届の用紙は、対象者に町から郵送します。必要事項を記入後、提出してください。

◆現況届に必要な添付書類
①被用者(サラリーマンなど)である場合
・受給者の健康保険証の写したは年金加入証明書

②認 印
③平成25年1月2日以降に氷川町に転入された人は、前住所地の市町村が発行する平成25年度児童手当所得証明書

④そのほか、必要に応じて(養育する児童と別居している場合など)提出する書類があります。
問 町民環境課 町民環境係
☎52・5851(直通)

環境

住宅用太陽光発電設備導入に対する補助

平成25年4月1日から住宅用新エネルギーなど設備導入を行われる人に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

氷川町に住所を有する人、町税に滞納のない人、町内業者を利用される人など諸条件があり、事前申請が必要です。必ず導入される前にご相談ください。
なお、対象設備および補助要件、

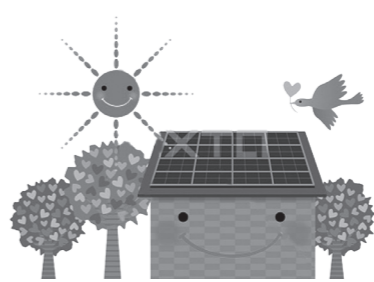
補助金額は次のとおりです。

◆太陽光発電施設
・太陽電池の最大出力 2万5000円/キロワット(10万円を上限)
※国・県の補助金と重複可

◆太陽熱利用施設(自然循環型・強制循環型)
・自然循環型 事業費の5分の1以内(2万5000円を上限)

・強制循環型 事業費の5分の1以内(5万円を上限)
◆CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
・事業費の2分の1以内(10万円を上限)

問 町民環境課 町民環境係
☎52・5851(直通)



電気式生ごみ処理機購入助成

一般家庭から排出される生ごみの減量および堆肥化を促進するため、電気式生ごみ処理機購入助成制度を実施しております。

助成基数には、まだまだ余裕があります。各家庭でのごみの減量化をおこないましょ。

◆購入申し込み
処理機の購入前に町民環境課・宮原振興局総務振興課に備え付けの事前申し込み書に必要事項を記入のうえ提出してください。

必ず事前申し込みを行い、承諾書を受け取った後、購入してください。
※承諾書通知前に購入された場合は、助金の交付対象になりません。

◆交付要件
・氷川町に住所を有し、かつ、居住している人
・氷川町内の販売店から購入できる人

・町税などを完納している人(世帯員を含む)
◆助成金額
電気式生ごみ処理機購入金額(消費税含む)の2分の1以内で、上限2万5000円

※購入費には電源工事代や別売品処理機の配達費用は含みません。なお、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額になります。

※そのほか、いくつかの規定がありますので、必ず事前にご相談ください。
問 町民環境課 町民環境係
☎52・5851(直通)

浄化槽設置整備補助金

平成25年4月1日より、住宅に浄化槽を設置する人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しております。補助金を受けるためには、事前に申し込みを行う必要がありますので、ご注意ください。

◆交付要件
・居住を目的とした住宅(小規模店舗などを併設した住宅も含む)であること
・公共下水道事業の認可区域を除く地域であること

◆補助金額
・5人槽 39万6000円
・6～7人槽 51万円

※そのほか、いくつかの規定がありますので、必ず事前にご相談ください。
問 町民環境課 町民環境係
☎52・5851(直通)

福祉

金婚・ダイヤモンド婚表彰

本年度、金婚に該当されるご夫婦に対し、熊本日日新聞社から表彰されます。

また、ダイヤモンド婚に該当されるご夫婦は、町から表彰いたします。次に該当される人は、お申し込みください。

◆金婚該当者

熊本日日新聞社から表彰
昭和38年1月1日から12月31日までにご結婚されたご夫婦

◆ダイヤモンド婚該当者
氷川町から表彰
昭和28年1月1日から12月31日までにご結婚されたご夫婦

◆申し込み期限 7月19日(金)
◆申し込み方法と選考
申し込みは、人材育成派遣研修助成申請書を提出していただき、

宮原振興局 総務振興課
☎62・2311

まちづくり

氷川町人材育成派遣研修制度

この制度は、氷川町の人材育成を図るために作られた制度です。町民の人を国内外の地域づくり先進地等に派遣して、視野を広め、地域づくりの手法などを研修してもらい、まちづくりの担い手になっていただくことを目的としています。

応募できる人は次のとおりとし、過去3年以内に本助成金を受けていないこととします。
①町内に在住または勤務している人、引き続き5年以上在住または勤務することが確実な人で、派遣研修申し込み時点で満年齢18歳以上の人